

(仮訳)

日本国厚生労働省とベラルーシ共和国保健省との間の 協力覚書

日本国厚生労働省及びベラルーシ共和国保健省（以下「両当事者」という。）は、保健・医療分野における二国間の関係を促進する意志があり、互助及び人道の原則に基づき、本協力が保健・医療の水準を向上させることを確信し、以下のとおりの認識に到達した。

第一項

両当事者は、権限の範囲内において、互助及び互惠の原則に基づき、両当事者の法令及び規則に従って、保健・医療分野における協力を発展・実施する。

第二項

両当事者は、以下の分野について、相互に有益な協力を発展させる。

- 1) 保健・医療制度に関する経験の共有
- 2) パンデミックに対抗するため、予防接種計画の情報の交換
- 3) 保健・医療に関する共同研究
- 4) 公衆衛生及び疫学的安全性の分野における協力
- 5) 保健・医療の運営に係る I T システムの発展に関する情報及び経験の交換
- 6) その他相互に決定する協力分野

第三項

本覚書の下での協力活動は、技術上の実現可能性及び双方の共通の関心に従って、以下の様式にて実施され得る。

- 1) 相互相談
- 2) 専門家、医療及び技術情報の交換

- 3) シンポジウム及び会議の企画
- 4) 研究論文及び記事の発行
- 5) その他双方の同意により定める協力様式

第四項

本覚書に基づいて実施される協力活動から生じる費用は、それぞれの当事者が負担する。

第五項

一方の当事者によって秘密であると決定された情報は、情報を提供した当事者による事前の書面による許可なしには、第三国には開示されない。

第六項

本覚書の解釈、適用又は実施に関して生じた紛争は、両当事者の友好的な協議を通じて解決するものとし、いかなる国内若しくは国際仲裁機関又は第三者にも解決を付託しないものとする。

第七項

本覚書は、両当事者の承認によりあらゆる改正及び補足を行うことができる。

第八項

本覚書は、署名日より効力が生じるものとし、本覚書の下での協力は、5年間継続する。

本覚書は、一方の当事者が他方の当事者に対し、本覚書を終了させる意図を少なくとも6か月前に書面で通知しない限り、5年毎に自動更新される。

本覚書は、法的拘束力を持たない文書として英文で2通作成され、2018年5月9日に日本国で署名された。

日本国厚生労働省のために:

ベラルーシ共和国保健省のために:
